

令和 7 年 1 月 2 7 日開会

令和 7 年 1 月 2 7 日閉会

令和 7 年

第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 7 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 7 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 20 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 7 年 1 月 27 日（月）

2. 場 所 小豆島町議会議場

3. 付議事件

- （1）専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- （2）専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- （3）専決処分の報告について
（坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約
の変更について）
- （4）小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- （5）小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について
- （6）小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- （7）馬木ポンプ場 No.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約について
- （8）坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負
契約の変更について

- (9) 坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更
について
- (1 0) ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約について
- (1 1) 令和 6 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）
- (1 2) 令和 6 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

開 会 令和 7 年 1 月 2 7 日（月曜日） 午前 9 時 3 4 分

閉 会 令和 7 年 1 月 2 7 日（月曜日） 午前 1 0 時 5 0 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	1 月 2 7 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	×
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介護保険施設事務長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 森 上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和7年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和7年1月27日（月）午前9時34分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について
(坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約の
変更について) (町長提出)
- 第6 議案第1号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について (町長提出)
- 第7 議案第2号 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す
る条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第3号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第4号 馬木ポンプ場No.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約につ
いて (町長提出)
- 第10 議案第5号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請
負契約の変更について (町長提出)
- 第11 議案第6号 坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変
更について (町長提出)
- 第12 議案第7号 ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約について
(町長提出)
- 第13 議案第8号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号） (町長提出)
- 第14 議案第9号 令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号） (町長提出)

開会 午前9時32分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時議会の議事日程については、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長からの臨時議会のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和7年第1回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告3件、条例案件3件、契約案件4件、補正予算の審議2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は8番中川議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、4番川井茂議員、5番羽田満議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日 1 日と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 3、報告第 1 号及び日程第 4、報告第 2 号の専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第 1 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

また、報告第 2 号も同様に、公用車の接触事故に係る専決処分について、同法の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の 2 ページをお開きください。

報告第 1 号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページの専決処分書をお開きください。

令和 6 年 11 月 5 日、小豆島町片城甲 44 番地 69 地先において発生した公用車の接触事故について、12 月 26 日に和解いたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金 24 万 9,500 円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要でございますが、職員が利用者宅を訪問するため駐車場に駐車しようとしてバックしている際、右側後方の確認が不十分となり、駐車していた車両に接触し、職員と相手方の車両のバンパー一部が損傷したものでございます。

続きまして、4 ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページの専決処分書をお開きください。

令和6年12月8日、土庄町小海909番地1において発生した公用車の接触事故について、1月7日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町外法人で、和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として41万円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要でございますが、職員がイベントに参加中、車両を駐車しようとした際、目視確認を誤り隣に駐車していた車両の右側後方に接触し、職員の車両一部と相手方の車両のバンパー等が損傷したものでございます。以上です。

~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第3号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和6年第2回定例会でご議決を賜りました坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約につきまして、数量の変更により変更契約を締結する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 報告第3号坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いします。

坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

7ページの専決処分書をお願いします。

令和6年第2回定例会でご議決賜りました当該工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約が生じましたが、変更します金額が当初の契約金額の10分の1以内かつ500万円以内であり、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和7年1月16日に専決処分したものでございます。

変更した項目は、3の契約の金額で374万円増額し、変更後6,479万円となっております。

変更の内容でございます。次の8ページをお願いします。

図面の上のほうの楕円で細長いところ、青で書いてある上の植樹帯の撤去が1点目になります。不要になりましたので植樹帯を撤去し、その後境界コンクリートとか横断防止柵を施工したことによる変更と、あと図面の真ん中から下の右側が今回の坂手のターミナルの建物になりますが、その周りにオレンジ色で示しております部分をインターロッキングというれんがを並べたような舗装にする予定でございましたが、耐久性に不安があったということで、れんががずれるっていうか転がるっていうところで耐久性に不安があったため、雨の排水も考慮して透水性の舗装に変更しました。こちらは減額となっております。以上です。報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第1号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第7 議案第2号 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第3号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第1号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第1号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の勧告と報告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでござ

います。

また、議案第2号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、人事院勧告に基づき、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、各条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の9ページをお願いいたします。

議案第1号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、人事院の令和6年8月8日付職員の給与等に関する勧告、報告及び香川県人事委員会の令和6年10月11日付職員の給与等に関する勧告と報告の趣旨に基づき、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、小豆島町職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1条は、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1の表、第4条の改正は、同条に定める給料表について、勧告にあるとおり民間給与との2.76%の格差を埋めるため、若年層に特に重点を置きつつ人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げるとともに、全ての職員を対象に給料表を引き上げる改正でございます。

第18条の3の改正は、医師に対する初任給調整手当を千円増額改定するものでございます。

10ページの第20条の期末手当及び第21条の勤勉手当の改正は、人事院勧告によれば民間ボーナスの支給割合は4.60月分となっており、民間の支給割合との均衡を図るため0.1月分引き上げ、4.6月分とする改定でございます。引上げについては、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分する改定です。

再任用職員に対する支給月数につきましては、0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分する改定です。

飛びまして、29ページの第2の表、第4条の改正は、同条に定める給料表について、係長級以上の号給月額を最低水準を引き上げる改定でございます。

第9条の改正は、扶養手当について配偶者に係る手当の支給を廃止し、子に係る支給額を1人につき1万円から1万3千円に引き上げる改定でございます。

30ページの第17条の改正は、宿日直手当を1,700円増額改定するものでございます。

第18条の2の改正は、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により勤務した場合に支給される手当について、支給対象時間帯を午前0時から午前5時を、午後10時から翌日午前5時に改定するものでございます。

31ページの第19条の改正は、再任用職員に対して住居手当を支給することができるように改定するものでございます。

第20条及び32ページの第21条の改正は、第1の表で説明しました期末手当及び勤勉手当における引上げ改定につきましては令和6年12月支給分の期末勤勉手当で支給いたしますが、令和7年度からは、6月支給分と12月支給分における期末勤勉手当の支給割合を等しくするための改定でございます。

飛びまして、48ページの第2条でございますが、小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1の表、第7条の改正は、同条に定める給料表について、2万2千円から1万2千円の幅で増額する改定でございます。

49ページの第8条の改正は、小豆島町職員の給与に関する条例の読替規定を改正し、期末手当を0.05月分引き上げ、1.75月分とする改定でございます。

第2表の50ページの第7条の改正は、業績手当が支給できる規定を廃止するものでございます。

第8条の改正は、期末手当を0.95月分、新設される勤勉手当を0.875月分とする改定でございます。

51ページの第3条は、小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

第4条の改正は、同条に定める給料表について、職員に準じて給料表を引き上げる改定でございます。

次に、附則についてご説明いたします。56ページになります。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第1条第2の表、第2条第2の表及び第3条の改定につきましては令和7年4月1日から適用し、第1条第1の表及び第2条第1の表の改定につきましては令和6年4月1日から適用することとしております。

附則第3項は、給料表の改定が令和6年4月1日に遡って適用されることから、本年4月から支給した給与は、改正後の給与条例または任期付職員条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。

57ページの附則第4項及び第5項は、旧号給を新号給に切り替えるため、切替日前の異動者の号給の調整を定めるものでございます。

附則第6項は、第9条の扶養手当の改正に係る経過措置について規定するもので、令和7年度、令和8年度で段階的に実施するものでございます。

附則第7項は、附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第2号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の70ページをお願いいたします。

議案第2号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般の職員の期末勤勉手当については人事院勧告により0.1月分の引上げが勧告されており、また国の特別職にあっても、同様に人事院勧告により期末手当において0.05月分引上げ改定されることから、特別職の職員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1の表、第4条の改正は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.575月分とする改定でございます。

第2の表、71ページの第4条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における引上げ改定につきましては令和6年12月支給分の期末手当で支給いたしますが、令和7年度からは、6月支給分と12月支給分における期末手当の支給割合を等しくするための改定でございます。

次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和7年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和6年12月1日から適用することとしております。

附則第3項は、期末手当の改定が令和6年12月1日に遡って適用されることから、本年12月に支給した期末手当は、改正後の条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 他の団体との均衡とかそういうことも言われたんですけど、特別職の給与について人事院勧告の中身によってこういうふうに引き上げている団体、それからそれを引き上げていない団体もあるかと思うんですけども、その辺はつかんでおられますか。お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 各種地方公共団体につきましては詳細な情報につきましてはまだ聞き入れておりませんが、今まで一般職員につきましてはこういうふう引上げとかになったときには、特別職についても同様に均衡を図るためということで、人事院勧告に基づきましてそのとおり上程させていただき、ご審議いただいているところでございますので、ご理解いただければと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方から発言を許します。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほど課長から人事院勧告のとおり引き上げるということでしたけれども、引き上げをしていない自治体もあるというふうに聞いてます。町民の物価高の中で生活が苦しい中で、特別職の職員の方の引き上げっていうのは、なかなか理解を得られないのではないかと。引き上げない選択肢もあると思いますので、今回の条例については反対をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 本条例につきましては、人事院勧告に準じ国の特別職の期末手当において0.05月分引き上げ改定されることから、町の特別職の期末手当の支給について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものであり、賛成をします。

○議長（谷 康男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第2号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第8、議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の72ページをお願いいたします。

議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般の職員の期末勤勉手当につきましては人事院勧告により0.1月分の引き上げが勧告されており、また国の特別職にあっても同様に、人事院勧告により期末手当において0.05月分引き上げ改定されることから、議会議員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1の表、第5条の改正は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.575月分とする改定でございます。

第2の表、73ページの第5条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における

引上げ改定につきましては令和6年12月の支給分の期末手当で支給いたしますが、令和7年度からは、6月支給分と12月支給分における期末手当の支給割合を等しくするための改定でございます。

次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和7年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和6年12月1日から適用することとしております。

附則第3項は、期末手当の改定が令和6年12月1日に遡って適用されることから、本年12月に支給した期末手当は、改正後の条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほどの特別職も含めてですけれども、土庄町ではどういう対応をされているかご存じでしたら教えてください。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） すいません。その質問につきましては情報は仕入れておりません。申し訳ございません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私もきちっと確認したわけではないんですけれども、土庄は引上げをしていないっていうふうに聞いております。ぜひ近隣他自治体の状況もつかんでいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありますか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） これ、費用弁償のほうの項目もあるんで聞きたいんですけども、出張なり、ホテルなり、交通費なりが最近すごく高騰しとると思うんですけども、それに対しての対応いうのはどなたとるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） これにつきましては前回だったと思うんですけど、旅費の改正をご協議いただきまして、ご審議いただきましてご議決賜ったと記憶しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） それで十分あれするんでしょうか。東京とか、例えば今のは議員ですけども、町長なんかでしたら東京のほうへ出張するんがすごく多いと思うんですけど、それで今の規定で十分賄えるんならそれでいいんですけども、それを聞いたかったんですけど。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 前回につきましては、このぐらいだろうということで何か所かピックアップしまして、平均を取りまして上程させていただいたところでございますが、その場所によっても金額の多寡がございます。かといいいまして、そんなスイートルームを使うこともないとは思いますが、そういうことも考えることはないんですけども、平均を取りましたところこのぐらいが妥当かなというので、取りあえず前回の上程させていただいたところでご理解いただければと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方から発言を許します。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

町民の暮らしが大変な中で、議員の給料を上げるっていうのは町民の理解を得られないと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 本条例につきましては、人事院勧告に準じ国会議員の期末手当において0.05月分引上げ改定されることから、町議会議員の期末手当の支給について他の地方公共団体との均衡を考慮して所要の改正を行うものであり、賛成します。

○議長（谷 康男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第3号小豆島町議会議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9 議案第 4 号 馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 9、議案第 4 号馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第 4 号馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願っています。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集75ページをお願いします。

議案第 4 号馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事の予定価格が 5 千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、馬木ポンプ場№.2 ポンプ更新工事。契約の方法は、一般競争入札による契約。契約の金額は、税込みで7,370万円でございます。契約の相手方です。香川県高松市上之町 3 丁目 1－4、四電エンジニアリング株式会社代表取締役黒川肇一でございます。

続きまして、工事の概要です。76ページをお願いします。

1 から 3 につきましては先ほど説明したとおりで、工期は町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和 7 年 3 月31日までとしています。

この工事ですが、繰越しを予定しておりまして、3 月議会で工期の延伸の議案をまた上程する予定でございます。

工事の概要ですが、ファイ600の径の電動ポンプの更新を 1 台です。

今回、入札参加業者は2者でございまして、四電エンジニアリング株式会社と新明和工業株式会社でございました。

77ページをお願いします。

下側が馬木ポンプ場の位置を示しております。宮山の北側に位置しております。今回このポンプ場に設置されている3台のポンプのうち、故障しております径600の電動ポンプの1台を更新するものでございます。

請負率は91.31%でございました。以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号馬木ポンプ場No.2ポンプ更新工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第5号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第5号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年第2回臨時会でご議決を賜りました坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約につきまして、数量を変更する必要性が生じたことから、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集78ページをお願いします。

議案第5号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案理由は、先ほど町長がご説明しましたとおり、令和5年第2回小豆島町議会臨時会においてご議決いただきました工事請負契約の一部を変更することについて、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事です。契約の方法は、一般競争入札による契約。契約の金額ですが、今回1億8,447万円増額し、変更後13億2,847万円となっております。契約の工期ですが、令和5年5月19日から令和7年2月28日までとなっております。契約の相手方は、香川県高松市錦町1丁目1番3号の大鉄工業・香川舗道特定建設工事共同企業体で、代表者は大鉄工業となっております。

79ページをお願いします。

今回請負契約の変更する必要が生じたのは、5の工事概要及び変更内容のところに5点上げさせていただいてます。

1点目の地業工事です。こちらは、令和6年3月議会で工期の変更の議案を提出させていただいたときに説明しました、一番最初にくいの工事を打つときに地下っていか地盤の中に想定外の大きな転石が多数埋まったことから、直接くいを施工することができず、その転石を撤去する必要が生じたことにより、予定してなかった工事が発生したことによるものです。障害物撤去、発生土処分はそれに類するものです。

82ページをお願いします。

上の写真2枚が今回出てきた写真ですが、人間と同じような大きさのものがごろごろと出てきてる状況でした。

すみません、79ページに戻っていただいて、2点目です。エントランスのひさし、ポーチ形状の変更ということで、1階の入り口のひさしの形状を変更しましたことによりまして、くいの打設、土工事、鉄筋工事が追加施工となりました。

80ページのイメージ図をご覧ください。

正面を示しておりますが、玄関のところは三角形の屋根になっているのが分かるかと思

います。これを、先ほどの82ページの図面の右下で赤く塗っている長方形の形にひさしを変更しました。こちらは、この前にバスが乗り入れする予定になってますことから、三角形の屋根だと使い勝手が悪いというところで長方形に変更したことによる増額でございます。

続きまして、また79ページに戻っていただいて、3項目めの電気機械設備工事の中の火災報知機の設備が8か所から87か所っていう、かなり増えてるんですけど、こちらは、当初予定していなかったところに消防署の指示によって設置しなさいということが追加されました。主につけろって言われたのが屋根裏です。1階と2階の間とか、2階と3階の間とかで配線とかがいっぱい入ってるんで、そこから煙が出たらいかんとかっていう指示がありましたので、かなり増えてますけどもそういうところからです。

次、2つ目の放送設備でございます。当初1階に切符売場を予定してまして、そこから放送を入れる予定でございましたが、協議の段階で2階に指定管理者と、あとトティエっていいですか移住体験施設の関係の事務所が入ります。2階からも放送する必要があるということになりましたので、追加で放送施設を足しました。

次、4項目めの各階追加工事でございます。屋上のガラス手すりですが、11月ですが屋上に行っていたときに手すりがなかったのが分かったと思うんですけど、あれは危ないということで新規に屋上に手すりを設置しました。

2個目にサイネージ、観光案内、サイン、案内看板下地補強でございますが、要は下地補強をする箇所が増えたということなんです。なぜかといいますと、今、この後もあれなんですけどジャンボフェリー、川野回漕店、指定管理者とお客さんの動線をどういうふうに乗船する人、下船する人に歩いてもらうかっていうところをずっと協議してまいりました。当初からある程度案内看板は予定しておったんですけども、協議する中でここもいるやろとか、ここはこんながあったほうがいいとかっていう形で、サイネージについても最初は細かい場所まで決めてなかったんですけど、つけるんやったらここやろという、壁に最初つけるようにしたんですけども、その関係で壁の補強をせないかんというところが増えてきましたっていうところがこのサイネージ、サインの下地処理の補強の箇所が増えたということです。

その他でございます。1個目の物価スライドは、当初の設計書が令和5年の当初に発注しとるんで4年の単価で、資材単価とか人件費を用いて積算しておりましたが、この間の物価高騰を考慮して単価の更新をしたものです。上昇率は平均で11%上がっております。

臨時駐車場の整備につきましては、工事期間中今の駐車場が全て1回取り壊すっていう

か再整備になりますので代替が必要でございましたので、川野回漕店の事務所の北側の敷地と農協の跡地を駐車場として利用するために整備した費用でございます。

数量の精査というのは、その他の増減があったというところでございます。

現在の進捗状況でございますが、建築本体は金額ベースで先週末の時点で99%進捗を見込んでございます。もうほぼ完成しております。外構工事は40%ぐらいなんです、いうところでございます。

建物内は建具の仕上げを行っておりまして、今言いましたとおり、残りはメインは外回りについていますか、建物の周りの工事が残ってるっていうところになってます。建物自体、この後2月21日に建築確認の完了検査を予定しておりまして、その後引渡しの予定です。このスケジュールに合わせまして、備品とかサイネージの案内看板の関係を設置して準備を進めてまいります。

現在ご覧になった方はおられると思う、足場が完全に撤去されておりまして、80、81ページの外観のイメージ図がそのまま今現場で見れてございますので、一度見ていただければありがたいかなと思います。以上、今回の変更した内容について説明させていただきました。

このターミナルの建築は2年かかってまして、10億円を超える建設費となっております。竣工後は、坂手のシンボルといいますか、メインのターミナルとして運用されていきます。オープン後運営を担っていただく指定管理者も秋に決まりまして、ジャンボフェリー、川野回漕店との実際現場で対応する担当者の皆さんと定期的に協議して、維持管理とか運用面でできるだけ使い勝手のいい建物にすると。お客様にも満足していただけるターミナルとなるような、可能な範囲で今回工夫をすることで変更をさせていただきました。

ということで、変更額が1億円を超えるようになりましたが、全体事業費でございます当初の15億6千万円は超えない金額で収まることができておりますので、必要な追加項目はできたというふうに認識しております。

なお、落成式は4月6日を予定してまして、運用開始、実際お客さんがジャンボフェリーからあの建物を通して降りてくる、また乗っていくっていうのは、4月12日土曜日の朝一番の船からの予定で今準備を進めております。以上、少し長くなりましたが、議案第5号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 転石なり、土砂なりを大分多く搬出しとんですが、その辺の埋

め戻し関係は、建物はくいでそのままいっと思うんやけど、周辺に影響が出るような部分で、埋め戻しにいうふうな部分で変更箇所は生じなかったんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 安井議員のおっしゃるとおり、ここの石を全部一回割って取って出していましたので、別の良質土で埋めてます。だから、それも含めて一式の変更っていうふうに理解していただければええかなと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 良質土で埋めたとしても、ある程度安定するまでに時間がかかってきて空隙ができた場合、周りに影響が出る可能性が出てくるんで、その辺の部分の考慮なり、またそれはしとらんというふうに考えておるんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 当然1メートル以上埋めてますんで、基準にのっとって30センチずつ巻き出して転圧するとか、水締めとかできることは全てはやってますんで、下がる下がらんっていうたらこの先の話になりますから、今、ほな100%大丈夫ですとはなかなか言いにくいところはありますけど、できる範囲の施工はやってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 先ほど消防の指摘の中で配線がどうのこうのいう話がありましたが、これ、そういうことを考えるのがコンサルやと思うんですけど、コンサルに対してのペナルティーはないんですか。何千万円ももろとんですから。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおり、何でこんな増えたんやというところは確かにあります。その辺も含めて今コンサルとは協議しておりますので、ご理解ください。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 増額金額が1億8千万円余りということすごいいいんですけど、この障害物の撤去にすごくお金がかかったのかなと思うんですけども、それぞれの金額、大体でもいいんですけども教えていただけますか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 79ページのつまり地業工事っていう部分が、ほぼ今回の変更の大部分占めてまして、ご覧のとおりでかい石があって割って、埋め戻しもさっき安井議

員からの質問であって、別のもん持ってきて埋めたというところもあって、これで約7千万円ぐらい増えてます。

エントランスのひさしポーチの形状変更で、これも四捨五入してるんですけど1千万円後半で約2千万円ですね。

3点目の電気機械設備工事が、このほかにも細かいのあるんですけど全てで1,800万円ぐらいです。

4点目の各階の追加工事で主なものを2つ上げさせてもらってますが、あとも入れて約2,600万円ぐらいですかね。

その他いうことで物価スライド、駐車場の整備と数量の精査で約3千万円ぐらいです。ちょっと思いきり四捨五入してるんで細かいところまであれですけど。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第6号坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第6号坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月6日に契約を締結いたしました坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約につきまして、数量に変更が生じ、変更後の契約金額が5千万円以上

となることから、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集83ページをお願いします。

議案第6号坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、令和6年6月6日に契約を締結した工事請負契約のうち、契約の金額が今回の変更で予定価格が5千万円を超えることになりましたことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、当初契約時の予定価格は4,490万2千円でございます。

契約の目的は、坂手港周辺整備工事（舗装工事）の変更契約です。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額ですが、今回2,002万円増となりまして6,292万円となっております。契約の工期です。令和6年6月6日から7年3月21日までとなっております。契約の相手方は、香川舗道株式会社でございます。

84ページをお願いします。

今回、請負契約を変更する必要が生じたのは、ここの5番の工事概要及び変更内容のところをご覧ください。アスファルトの舗装工事ということで、表層5センチの2層部を増やしました。あと、遮熱性舗装を追加しました。この2点でございます。

隣、85ページを見てください。

舗装を2層追加したのは、図面中央から下に位置します今回のターミナルの建物の前に青の斜め線ですっと書いてある部分で、こちらは先ほど建築本体のほうでご説明しましたとおり、バス停がこの前にありますので、バスが入ってきます。あと、マイクロも入ってくる予定が何ぽかあると聞いておりまして、その車の重量による舗装の劣化が懸念されることから、耐久性を向上させるために舗装の厚さ、ほかのどこ全部5センチなんですけど、その5センチの2倍の10センチに変更します。

遮熱性舗装につきましては、図面の上方の青色で示してありますジャンボフェリーに乗る車が待機するレーンの箇所になります。こちらにつきましては、この待機レーンと新たな駐

車場のエリアになりますが、整備前につきましてもオリーブの植栽であったりとか、パーゴラなどで日陰がそこそこありまして、暑さをしのぐ場所が多少なりともございました。今回ご覧のように、利用者の利便性の向上ということで、駐車場とか待機レーンを大幅に拡張してます。そういったことから、全て舗装に替わって覆われることになりました。ということから、夏場の路面の温度の上昇が、近年かなり夏も暑うございますので上昇によっても環境の悪化が懸念されるというところで、待機レーンの部分について遮熱性の舗装を使用して路面の温度を下げようということを目的で行おうとしてます。利用者が快適に過ごせますようにということです。

なお、この遮熱性舗装でございますが、耐用年数は常時で20年といわれてます。以上、簡単ではございますが、議案第6号坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更について説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） その耐熱性舗装というのは具体的にはどういうものなんですか。どういう効果があるんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 舗装の上に塗料を塗るっていう言い方がええかと思うんですけど、その塗料が熱を下げると。文献上っていいですか、カタログ上は10度下がるといわれています。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号坂手港周辺整備工事（舗装工事）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第7号ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第7号ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 86ページをお開きください。

議案第7号ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約についてです。

本案は、クレーム対応による電話受付業務の精神的負担軽減のため、庁舎内の電話機に音声メッセージが流れて録音をするという自動録音機能付きの電話機を導入するものでございます。

項目2ですが、電話機と交換機の更新には専門的な見識や経験が必要であることから、現在の電話機と交換機の導入業者である西日本電信電話株式会社香川支店以外では導入が難しいため、特命随意契約としております。

項目3の契約金額は、税込み3,711万4千円で、4の契約の相手方のおり香川県高松市観光通1丁目8番地2、西日本電信電話株式会社香川支店です。予定価格が700万円以上の物品購入契約となりますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

87ページの概要書をご覧ください。

項目2の導入機器は、自動録音機器を備えた機器一式で、244台を予定しております。

また、項目5の導入期限を令和7年3月31日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 切替え導入っていうのはいつされるんでしょうか。業務に差し支えない休みの日とかにされるのですか。お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 前回補正予算でご議決賜ったところでございます。今回契約を結ぼうとしておりますが、年度内が理想でございます。しかしながら、機器を導入す

るには機器を備えるためには少し期間がかかります。なので、今年度で補正予算として上げさせていただきました。実際導入するにはどの期間がいいのかというふうにいるいろいろ考えましたところ、ゴールデンウィークあたりでの休日期間中に設置するのが一番理想かなと思っておりますので、今回3月31日と上げさせていただいてるんですけども、しかしながら繰越しということでご理解いただければと思って、今考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号ビジネスフォンシステム導入に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

日程第14 議案第9号 令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）及び日程第14、議案第9号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は8億7,887万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費8億4,951万1千円、土木費1,388万4千円、教育費1,547万9千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第9号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に

つきましても、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第13、議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の88ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億7,887万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億7,392万2千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明を申し上げます。

まず、2款総務費、1項7目企画費、7節報償費2億1,700万円から24節積立金3億8,750万円につきましては、ふるさと納税寄付金につきまして、当初予算では5億円を計上しておりましたが、本年度の寄付金が大幅に増加しておりまして、12月末現在で11億8千万円強の寄付を頂戴しております。つきましては、1月から3月分の寄付額を9,400万円程度と見込み、本年度の寄付額トータルを12億7,500万円と予測し、当初予算との差額7億7,500万円を計上したものでございます。

なお、7節報償費2億1,700万円については、寄付額の28%となる特産品等の返礼品を計上し、11節役務費1億7,050万円は、寄付額の22%となるポータルサイト等の手数料でございまして、24節積立金3億8,750万円については、寄付額の50%で次年度以降のまちづくりの貴重な財源としてふるさとづくり基金への積立金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、24目令和6年度低所得世帯支援給付金等事業費、3節職員手当等20万円から18節負担金補助及び交付金6,879万円につきましては、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円と、対象世帯に18歳以下の子供がいる世帯については子供さん1人当たり2万円を給付する費用と事務費を計上したものでございます。

なお、対象世帯数は2,203世帯、18歳以下の子供の人数は135名を見込んでおり、基準日

は令和6年12月13日でございます。給付につきましては、町が所得情報等を保有している方については申請を要しないプッシュ型給付を予定しておりまして、早ければ2月末には給付を開始したいと考えてございます。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、8款土木費、5項2目住宅管理費、10節需用費851万4千円は、公営住宅、定住促進住宅、改良住宅の老朽化等によりまして、給排水設備等の修繕が増加しております。また、加えて8室分の退去修繕等の予算が必要なことから計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、6項2目雨水公共下水道管理費、10節需用費537万円は、片城、馬木ポンプ場のポンプ設備が老朽化によりまして不調を来していることに加え、片城ポンプ場の雨漏り修繕と、安田排水路の悪臭対策として汚泥しゅんせつの費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、10款教育費、4項3目小豆島こどもセンター費、10節需用費237万8千円は、こどもセンターの食器消毒保管機2台と砂場用日よけテントが老朽化によって不具合、あるいは破損が生じていることから緊急修繕の費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

また、17節備品購入費11万円は、ゼロ歳児用4人乗りのお散歩車1台を更新する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、5項社会教育費、3目図書館費、10節需用費500万円は、図書館において雨漏りが発生していることから外壁塗装等の緊急修繕を実施する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

最後に、6項保健体育費、2目学校給食施設費、14節工事請負費799万1千円は、安全・安心な給食の提供と職員の労働環境の向上を推進するため調理室にエアコンを設置する費用を計上したもので、財源は学校施設環境改善交付金が235万8千円、残りがふるさとづくり基金でございます。以上、議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 非課税世帯が今2,200幾らでしたっけ、7,000何ぼのからいうたら割合は何ぼになるんかいうんと、この135人いうんは、対象生徒の何割になるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 今回の対象非課税世帯2,203世帯で、トータル全世帯で6千世帯と想定しますと、約37%ぐらいに該当いたします。もう一つの対象、こどもの世帯につきましては申し訳ございません、情報がないのでまた後でお知らせしようと思っております。すいません。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） こども教育課かどっかで数字分かりますか。18歳までのトータル出してそれを割ったらええんでしょ。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） こども教育課のほうでは中学校までの人数は分かるんですが、高校が含まれてますのでそこまでつかんでいないのが現状で、これも改めてご報告させていただきます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 県内で、多分小豆島町やから一番多いぐらいやと思うんですけども、他市町の割合というのは分かるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 非課税世帯の割合でございますが、具体的に細かな数値っていうのは持ち合わせておりませんが、一つ言えるのは平均所得という概念がございます、小豆島町は香川県内で一番低い平均所得でございます。平均所得の概念は高い方もいれば低い方もおいでという平均を取る概念でございますので、その平均所得の概念からいいますと、恐らく小豆島町が一番高いのではないかと思います。

一方で、中央値を取る概念もございます。いわゆる押しなべて中央がどのぐらいの値になるかという概念でございますけれども、その中央値に関しては小豆島町は若干高めになるわけでございますけれども、類推ですけれども恐らく一番高い割合かなと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第14、議案第9号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第9号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の90ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1億1,430万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億226万1千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。説明書の20、21ページをお願いいたします。

歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、併せてご説明させていただきます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、心臓カテーテル手術や悪性腫瘍の化学療法による高額薬剤の使用などにより医療費が増加していることから、療養給付費に不足が生じる見込みのため、6,359万5千円を増額補正するものでございます。

次の2目一般被保険者高額療養費につきましても、同様の理由によりまして5,071万1千円を補正するものでございます。

財源につきましては、療養給付費、高額療養費ともに全額県補助金により充当されます。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員